【スタート】

１．伊豆市内に、事業所がある

◆簡易判定チャート

　　　　　はい

２．会社又は、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人である（個人事業主ではない）

　　はい

３．令和２年４月１日以降に採用した従業員（正規職員）で、現在、独立行政法人日本学生支援機構等が貸与する奨学金の返済をしている従業員がいる　　⇒ ４へ

５．会社等の就業規則、賃金規則等に奨学金を返済している従業員に奨学金返還支援に係る手当として金銭を支給することが定められている

令和２年４月１日以降に採用した従業員で、現在、独立行政法人日本学生支援機構等が貸与する奨学金の返済している従業員がいる

　　　　　はい

６．伊豆市に納めるべき税金に滞納がない

　　　　　はい

６．伊豆市中小企業等奨学金返還支援補助金の対象になるので、下記の申請書類を揃えて伊豆市観光商工課まで提出をお願いします

　　**補助額　一社につき上限60万円を補助**

**（従業員一人に支給した手当（年間）の10分の9、上限12万円を補助）**

**問い合わせ　伊豆市役所観光商工課　　電話0558-72-9911**

申請書類　 ・伊豆市中小企業等奨学金返還支援補助金交付申請書

　　　　　　　　　・伊豆市中小企業等奨学金返還支援補助金補助対象従業員一覧

　　　　　　　　　・法人の登記事項証明書及び定款

　　　　　　　　　・補助対象従業員の住民票

　　　　　　　　　・補助対象従業員の雇用契約書又は雇入通知書（写し）

　　　　　　　　　・就業規則、賃金規定等の手当等の支給根拠がわかる書類（写し）

　　　　　　　　　・中小企業等の市税の納税証明書又は非課税証明書

　　いいえ

４．３で奨学金を返済している従業員（正規職員）は、伊豆市に住所があり、本年度末の時点で年齢が３０歳未満である

　　　　　　　　　　はい

交付対象外